

第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画と 葉山町こども計画

	第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画	葉山町こども計画
主な根拠法	●子ども・子育て支援法 (子ども・子育て支援事業計画) ●次世代育成支援対策推進法 (次世代育成支援行動計画)	●こども基本法 (こども計画) ●子ども・子育て支援法 (子ども・子育て支援事業計画) ●次世代育成支援対策推進法 (次世代育成支援行動計画) ●子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策推進計画) ●子ども・若者育成支援推進法 (子ども・若者計画)
計画の性格	第1期葉山町子ども・子育て支援事業計画の見直しを基に、「子ども・子育て新制度」に基づく教育・保育の利用のための認定制度と地域子育て支援事業の、量の見込みと確保の方策を中心に、子育て施策を取りまとめた計画。	これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を改訂し、新規事項を加えると共に、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を「こども計画」として一元化して策定する計画。
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
計画の策定体制と経過	(1) 子育て支援に関する調査の実施 (2) 「葉山町子ども・子育て会議」の設置・開催 (3) パブリックコメントの実施	(1) 子育て支援に関する調査の実施 (2) こども・若者向けアンケート調査の実施 (3) 「葉山町子ども・子育て会議」の設置・開催 (4) パブリックコメントの実施
基本理念	のびのび育て葉山の子 ー地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山ー	のびのび育て葉山の子（継続） ー地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山ー
基本方針	1 みんなで支える、子育て家庭 2 親と子がともに成長する環境づくり	1 子育て家庭をみんなで支える 2 親と子がともに成長できる環境をつくる 3 こどもや若者を尊重し、ともに社会をつくる

	第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画	葉山町こども計画
計画の体系(基本目標と主な施策)	<u>1 教育・保育事業の充実と多様化</u> (1) 教育・保育事業(認定こども園、幼稚園、保育所など) <u>2 一時預かり、病児保育の充実</u> (1) 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など <u>3 子育て家庭への支援の充実</u> (1) 地域子育て支援拠点事業など (2) 切れ目のない支援 (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (4) 子どもの貧困対策 →基本目標6へ (5) 児童虐待防止への支援 →基本目標7へ <u>4 小学校就学後の放課後対策の充実</u> (1) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など <u>5 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実</u> (1) 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など	<u>1 教育・保育および地域型保育事業の充実と多様化</u> (1) 教育・保育の質と量の確保 <u>2 緊急時や不定期に利用できる事業の充実</u> (1) 一時的な預かりの提供場所の充実 ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (2) 病児・病後時等の対応の充実 <u>3 子育て家庭への支援の充実</u> (1) 地域子育て支援拠点事業の充実 (2) 切れ目のない支援の充実 ・こども家庭センター及び地域子育て相談機関の設置 ・妊婦等包括相談支援事業 ・産後ケア事業(地域子育て支援事業としての位置づけへ) ・児童育成支援拠点 ・親子関係形成支援 (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 <u>4 小学校就学後の放課後対策の充実</u> (1) 放課後児童クラブの充実 (2) 新・放課後子ども総合プランの実現をめざした取り組み (3) 地域における子どもの安全・安心な居場所づくり <u>5 発達に支援が必要なこどもへの支援体制の充実</u> (1) 発達に支援が必要なこどもへのきめ細やかな支援の推進 (2) 放課後の過ごし場所での発達に支援が必要なこどもの受入れ <u>6 こどもの貧困対策</u> (1) 教育の支援 (2) 生活の支援 (3) 保護者の就労支援 (4) 経済的支援 (5) 社会の理解の促進 <u>7 こどもの権利擁護の保障</u> (1) 児童虐待の発生予防・早期発見・支援 (2) こどもや若者を包括的かつ迅速・的確に支援する関係機関との連携 (3) こどもや若者の意見の尊重と支援の充実